令和８年（フ）第５８号
川崎市中原区井田３丁目19番14号　八千代ハイツ　302
破産者　菅谷　麻紀
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１７４号
川崎市宮前区宮崎５丁目12番地７　M’ｓレジデンシア　103
破産者　平田　永吉
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３４６号
川崎市宮前区小台２丁目25番地13　プランドール鷺沼　302
破産者　菊池　　充
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３４７号
川崎市宮前区小台２丁目25番地13　プランドール鷺沼　302
破産者　菊池美裕紀
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４４０号
川崎市中原区市ノ坪581番地１　市ノ坪住宅615
破産者　藏本　尚希
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第３０４号
福井県越前市稲寄町第５号９番地　コーポ市村305
破産者　若泉　和希
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５４号
福井市下江守町108　ＶＩＬＬＡ　ＴＯＮＡＩ　301
破産者　グラススタジオ　フーガこと　小野　博之
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８８号
福井県勝山市北郷町伊知地第55号38番地１
破産者　西澤まさえ
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２６号
福井県あわら市自由ケ丘二丁目12番７号、旧住所大阪府豊中市上新田４丁目25番２―503号
破産者　蕎麦とお酒とおばんざい鹿しまこと　鹿島　裕章
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１４７号
福井市松本１丁目41番10号　町屋26―402
破産者　ゲバラ　カトリン　ディアズ（ＧＵＥＶＡＲＲＡ　ＫＡＴＨＬＥＥＮ　ＤＩＡＺ）
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１４９号
福井県鯖江市神明町３丁目１番18―１号
破産者　山内　　魁
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５４号
静岡県藤枝市南新屋238番地の５　サンフレア103、旧住所静岡県藤枝市南新屋258番地の23
破産者　鶴田　麻里（旧姓坂中）
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３１４号
静岡県榛原郡吉田町片岡1560番地の２　セントラルビラ吉田302
破産者　河部　俊也
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２５４５号
愛知県小牧市大字小松寺411番地　アドバンスオーシャン102　401号
破産者　宮薗多江子（旧姓大森）
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２６２８号
愛知県豊明市栄町南舘193番地２　興和精密舘寮
破産者　三宅　貴矢
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４８号
愛知県あま市石作郷81番地２、従前の住所愛知県海部郡大治町大字西條字壱町田25番地の２
破産者　渡辺　祐也
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５９１号
愛知県愛知郡東郷町北山台２丁目４番地13　ＮＯＮＥＴＴＯ302号
破産者　葉山　ゆき
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７３８号
名古屋市名東区新宿１丁目134番地　ヴィラサンシャインⅡ　303号、従前の住所名古屋市天白区八事山119番地　八事ドミール　301号
破産者　天野　好子
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部